

議事日程第4号

令和5年12月15日（金曜日） 午前10時20分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第84号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第3 議案の審議及び採決 8件

議案第79号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 指定管理者の指定について

発議第3号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第84号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

日程第5 議員派遣の件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

追加議事日程

日程第1 発議第4号 議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子

1番 鈴 木 篤 志

2番 広 川 大 介

3番 山 田 徹

5番 可 児 さとみ

6番 鈴 木 秀 和

7番 清水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒 井 幹 次	総 務 防 災 課 長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 金 子 文 仁
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住 民 環 境 課 長 高 木 雅 春	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福 祉 課 長 日 比 野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上 下 水 道 課 長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 清水亮太君、8番 奥村悟君の2名を指名いたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第83号から議案第85号までの3件を一括
議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。

議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明
を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明いた
します。

一般会計補正予算（第4号）の表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に4,644万9,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を125億8,816万7,000円とする旨、規定しています。

6 ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、目01民生費国庫負担金、節01社会福祉費負担金1,117万5,000円は、自立支援給付費等国負担分の増額。

款16県支出金、目01民生費県負担金、節01社会福祉費負担金558万7,000円は、自立支援給付費等県負担金分の増額。

目02民生費県補助金、節01社会福祉費補助金726万5,000円は、福祉医療費県負担分の増額。

7 ページをお願いいたします。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整となります。

8 ページをお願いいたします。

歳出です。

款03民生費、目06福祉医療費、節19扶助費2,479万9,000円は、福祉医療費助成費の実績を踏まえた今後の歳出見込みに伴う増額です。

目09障がい福祉費、節19扶助費2,165万円は、障害者自立支援給付費等の実績を踏まえた今後の歳出見込みに伴う増額です。

以上で、議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第84号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 高木雅春君。

住民環境課長（高木雅春君）

それでは、議案第84号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は追加議案つづりの2ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、追加議案資料つづりの1ページを御覧ください。

改正趣旨は、戸籍法の一部を改正する法律の施行による改正後の戸籍法に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和5年12月6日に公布されました。また、住民基本台帳法が改正され、住民票及び戸籍の附票の除票に関する規定が新たに設けられました。

これらのことから、手数料条例に新たに手数料を徴収する事務を追加するなどの所要の改正を行うものです。

概要でございますが、本議案の第1条は、住民基本台帳法の一部改正に伴うものです。

附票の写し、または除票記載事項証明書を交付する事務及び戸籍の附票の除票の写しを交付する事務を新たに追加し、1通につき300円の手数料を徴収します。

次に、第2条は、戸籍法の一部改正に伴うものです。

手数料を徴収する事務の1行目、戸籍の謄本もしくは抄本の交付または戸籍証明書の交付と、3行目の除籍の謄本もしくは抄本の交付または除籍証明書の交付につきましては、これまで本籍地の市町村でしか戸籍謄本等または除籍謄本等は交付できませんでしたが、令和6年3月1日以降は本籍地以外の市町村でも交付できるようになるため、御嵩町に本籍または除籍がない方に戸籍謄本等または除籍謄本等を交付する事務を追加し、手数料額は改定しません。

次に、2行目の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行と、4行目の除籍電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、パスポートの発給などの手続で戸籍または除籍謄本等の添付が省略され、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号により、他の行政機関が戸籍または除籍の情報を確認できるようになることから、これらの識別符号を発行する事務を新たに追加します。戸籍に係る識別符号の発行は、1件につき400円、除籍に係る識別符号の発行は、1件につき700円を徴収いたします。

5行目の受理証明書の交付、届け書等の記載事項証明書の交付、届け書等情報内容証明書の交付と、6行目の届け書等の閲覧、届け書等情報の内容を表示したものの閲覧につきましては、死亡届や婚姻届などの届け書等の書類を紙で保管し、戸籍証明書として交付または閲覧しておりましたが、これを画像情報でも保管しなければいけなくなったことから、その画像情報を内容証明として交付または閲覧する事務を追加し、手数料額は改定しません。

次ページをお願いいたします。

戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料徴収しない場合が3つあります。

1つ目は、パスポート発給などの申請をマイナポータルで電子申請し、マイナポータルを通じて申請者に自動的に識別符号が発行される場合です。

2つ目と3つ目は、戸籍または除籍電子証明書識別符号の発行を請求する者が、同時に当該戸籍または除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍または除籍謄本などの除籍証明書の請求を行う場合です。

この条例の施行日は公布の日で、第2条の規定は令和6年3月1日です。

次の3ページから10ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

環境モデル都市推進室長 金子文仁君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

それでは、議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明をいたします。

追加議案書の7ページをお願いいたします。

自動車事故による損害に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

和解及び損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和5年7月25日火曜日、午後3時40分頃、国道21号線を東方面に走行中、御嵩町中2515番地15先において、脇道から原動機付自転車が左右確認を怠り国道に進入をいたしました。これにより、公用車左前側面と相手方車両前部が接触したものであります。

なお、今回の事故で人的被害等は発生いたしませんでした。

和解条項及び損害賠償の額は、町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損額賠償金として金3万9,634円を支払う。なお、本件のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するとするものです。

また、本案件については、町が加入する自動車共済保険が適用され、自動車の修理費用及びレッカー代を賠償するものでございます。

職員の運転については、再度安全運転に対する注意喚起を行ってまいります。

以上で、議案第85号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第79号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号 御嵩町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第80号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第81号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第82号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

3点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、この四季の家の件ですが、ホームページのほうの記載ですけれども、ほとんど更新されていない状況ですが、この件についてはどのようにお考えで、対応されるのかというのが1点目です。

それから２点目ですが、今後この四季の家は、町民の方も結構関心は持ってみえますけれども、なかなか町民への還元といいますか、メリットといいますか、何かそういったことについては今後どのように考えていかれるのかというのが２点目です。

それから３点目ですが、ここは農業体験施設ではありますがけれども、ほかに観光とか移住・定住を目的で利用される方も多いうに聞いておりますけれども、そうした観点から、まちづくり課とか企画課など他課との連携についてはどのようにされていくのか、今されているのか、そして今後どうされるのかという、この３点について質問いたしますので、お願いいたします。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず１つ目、ホームページについて更新はどうなっているのかということなんですが、町のホームページ内には滞在型農業体験施設、通称「四季の家」のバナーが貼り付けてありますが、しかし、リンク先のホームページの更新につきましては、一般社団法人てらすが行っておりますので、更新をするように伝えるようにしたいと思っております。

２つ目、町民向けに何かできないかというような御質問だったと思います。

現在、指定管理期間が５年目となりまして、平日利用、あと日中利用、また体験事業の充実を図っていくことが課題として見えてまいりました。指定管理者が決まりましたら、指定管理者の告示を行い、指定管理者と基本協定の締結を行います。この基本協定の協議の中でその話をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、他課との連携はということで、これまでには特には連携をしていないというふうに言えると思いますので、先ほど岡本議員がおっしゃった観光はまちづくり課、移住・定住は企画課など他課とも連携していきたいと考えております。先ほどと同様、基本協定の協議の中でその話もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この指定管理の対象となる四季の家であります、これはもともとは農水省の関係の補助金で、その目的は滞在型農業体験という本来の形が、今日までの運営の状況の中ではほとんどその形態が取られていない。そこに大きな問題があるのではないかなというふうに考えておりま

す。特に、私どもに提供されました資料等によりますと、宿泊客のほとんどは観光の一拠点としてバンガロー的な利用方法で終始しておるということで、農業体験ではほとんどない。これは、当初指定管理を始めた一、二年につきましては、どういう状況になるか分からないということから、農林課を中心にしているような農業体験手法というものを考慮され、それに予算化をして、そして農業体験者を、そこを拠点とした農業体験の方策というのを考えられたわけでありますけれども、それ以降そういう手法もない。

今回改めて更新の時期に入ってきて、そのままストレートにいくということでもありますけれども、この指定管理を申請しておるてらすでありますけれども、一番当初はまだ十分な体制が整っていないということから、一般社団法人化をしながらも、それを運営、担当していただくの財務能力はあるかどうかということについても当時議論しましたけれども、取りあえず走りながら運営を見守るという方針の中で、第1期の指定管理を認めてきた経緯がありますが、今回改めてこの更新について、今後の管理方針であるとか、一般社団法人としての財務指標等については、資料としては出されていない。本来はこういうものであってはいけないんじゃないかなと。

それと、この決定につきましては、一極1者だけのプロポーザルということで、無条件に認定をしていると。こういう状況の中の指定管理方式というのは、本当にいいかどうか。やはり本来のこの設置目的である目的を逸脱して、その形を変えて、だとするなら農水省の一番の当初の補助金の縛りというのではないのか。これは一定の期間はある程度それに沿った運用というのは当然御嵩町に責務として課せられるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺のところを分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の指定管理者の募集につきましては、御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例に基づき、御嵩町滞在型農業体験施設指定管理者募集要領に基づいて今回募集をかけて選定をさせていただいております。まだ今候補者の段階ですが、その件に関して、選定管理委員会も開催いたしまして、候補者を適正に選出しておるというふうに考えております。

先ほど言われました今回の方針につきましても、先ほど岡本議員の御質問にありましたこの後指定管理者が決まりましたら告示を行って、基本協定の締結の協議に入ります。その協議の中で、今回新しく令和6年4月からの方針等も協議をしていきます。

あと、一般社団法人としての財務管理等の関係なんですけど、そちらにつきましても会計報告

上、てらすの滞在型農業体験施設上の管理もこちらのほうで確認はしておりますので、今回行っております流れとしては適切に行っておるというふうに農林課としては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

1点だけ、一番最初建てたときの国の補助金の縛り、あの場所が御嵩町のあの設置条例である目的、都会から人を呼び寄せるとか、農業従事者を増やすとか、そういうことであって、ただ私は今の状況ではなかなかそれがずうっと続くのが大変難しく思っていて、例えば旅館形式でやって関係人口を増やし、その後御嵩町にまた来てくれるリピーターの人を増やしていくということが目的に変わっていけば、もっともっと泊まっていだける人口が増えるんじゃないかと個人的には思っています。そういう方法があるのか、ずうっとこの先も補助金の縛りは続くのか、それだけ。例えばどこかで切れるのか、それだけ教えてください。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

ただいまの高山議員の御質問にお答えいたします。

縛りとおっしゃいましたけれども、こちらで当時平成30年度に辺地計画に基づき建設した施設につきましては、財源として起債、辺地債と、ふるさとみたけ応援基金、あと残りが一般財源として使われております。補助金的な部分は使われておりませんが、辺地債につきましては、辺地計画に基づいた事業計画というのがありまして、そちらの縛りとしては観光レクリエーションに関する施設として整備をしております。

ただ、こちらの御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例に基づきましては、やはり移住・定住であったりとか農業体験ということが目的として上げられておりますので、今その段階で募集要領に基づき公募し、募集をかけております。今回の募集に関しては、この縛り、目的に基づいた協定を行っていかなければならないというふうに理解をしております。

今後、可能性はあるのかといいますと、先ほど言いましたとおり、観光レクリエーションに関する施設ということでありますので、要はその土台を崩さなければ、ある程度この目的であったりとかいうのを変えていくことは可能であると考えております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

今の課長の答弁なんですけれども、一応設管条例の中で縛りがあるということなんですけれども、補助金じゃないということです。例えばその設管条例の改正をして、臨機応変に対応するということは可能でしょうかね。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

この設置及び管理に関する条例に基づく募集自体が、今現在は移住・定住と農業体験による新規就農という目的になっておりますので、この募集をかけている中の、要は応募ということを考えれば、この5年間というのは、要はその条件の中で施設管理をしていただけた人、事業者というふうになりますので、その指定管理期間の中での変更は問題があるというふうに考えております。ただ、今後の流れを見ていく中で、その必要性があった場合は、次期の更新の中で考えていく可能性というのは十分あり得るというふうに感じております。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

今の時点では、指定管理5年間ということで縛りがあるということです。その先の5年後についてはそういった検討もできるということですのでよろしいですね。答弁はなしでいいです。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 清水亮太君。

7 番（清水亮太君）

3点質問させていただきます。

まず1点目が、農業体験の参加者については5年弱で120人ということを知っておりますが、これは農業体験一体何回でこの人数だったのかということをお教えください。

プラスして、農業体験においては当然農家さんであったりとか、地元の自治会とかの協力が必要ということはもともとの仕様書にも書かれてあるんですが、今現在の農業体験に協力して

いる方はどれぐらいいらっしゃるのかということをお聞きしたい。

それプラス、先ほど言った仕様書の中でアンケートを取って、アンケートに基づいて改善を行っていきましょうということがうたわれておりますが、アンケートは一体どういう取り方を
して、アンケートは今までどれぐらいの数が集まっているのかということをお教えください。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

まず農業体験の回数というお話ですが、令和元年度は稲刈り体験、サツマイモの収穫が1回、2回で3回、令和2年度は稲刈り体験とサツマイモの収穫で2つの事業をやりました。令和3年度がサツマイモの収穫体験が1回、令和4年度がサツマイモの収穫体験が2回で、これで8回になります。令和5年度につきましては、もう終わっておりますが、田植体験と稲刈り体験ということで、これが2回。計10回の回数の体験を5年間で行っております。

あと、農業体験事業に関する関係者というお話ですが、このてらすが行っている事業に関連しまして、指定管理者による農業体験におきまして、農業部門を担っているのは株式会社アオキさんのほうで、協力者として圃場管理であったりとか、体験当日のレクチャーを行っていただいております。てらすは、予約サイトの管理や体験当日の全体管理、農業以外の火おこし体験やマシュマロ焼き体験などの運営を行っております。

あと、アンケートの仕方につきましては、農業体験事業につきましては、体験終了後に記入式で行うやり方とか、あと体験後に予約サイトを通じて感想のコメントをいただいております。回答率については把握しておりませんが、回答内容についてはおおむね好評であるというような感想をいただいております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7 番 清水亮太君。

7 番（清水亮太君）

休憩の動議を求めます。

議長（大沢まり子君）

ただいま 7 番 清水亮太君から休憩の動議が提出をされました。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

賛成の方がおられますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

先ほど議案第82号 指定管理者の指定について、可決したことに伴い、提出者 清水亮太君、賛成者 可児さとみ議員、広川大介議員、鈴木篤志議員から、議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議案が提出をされましたので、本定例会の急施事件として認め、日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の急施事件として認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、議会事務局職員に追加日程及び追加議案その2を配付させます。

〔追加日程及び追加議案配付〕

議長（大沢まり子君）

それでは、発議第4号 議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、朗読をいたします。

1 ページからお願いいたします。

発議第4号

議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議

議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議を、御嵩町議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和5年12月15日提出

提出者	御嵩町議会議員	清水 亮太
賛成者	〃	可児さとみ
〃	〃	広川 大介
〃	〃	鈴木 篤志

議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議

議案第82号で指定管理者を定める御嵩町滞在型農業体験施設、通称、「四季の家」は、移住及び定住の促進を図るとともに、農業体験による新規就農者の確保を促進する目的で設置されたものである。

現在の同施設の指定管理者であり次期指定管理者でもある「一般社団法人てらす」は、コロナ禍という逆境の中でも、宿泊事業として指定管理期間において十分な成果を出されたものと、議会は評価している。しかしながら一方で、同施設を利用したことで移住、定住につながった事例はなく、平成31年4月1日から現在までの農業体験参加者が120名であることから、同施設の設置目的が十分果たされているとは言い難い状況である。

また、同施設の次期指定管理者選考においては、その公募が広く周知されたとは言えず、その結果、応募は一社のみであったとの報告を受けている。複数の企業や企画を競争させてこそプロポーザル方式のメリットが生ずると考えられることから、今回の選考をプロポーザル方式で行ったメリットは限定的であったと評価せざるを得ない。

議会は、次期指定管理期間でのより一層の成果を期待するとともに、今後のプロポーザル方式での指定管理者選考のあり方に関する提言を目的として、以下のとおり決議する。

記

- 1 町は、年度ごとに農業体験の実施計画を明示するとともに、その進捗状況を議会に報告す

ること。

- 2 町は、指定管理者と連携して農業体験プログラムの充実を図るとともに、農業体験プログラムの実施に必要な協力者を得るために、地域の自治会、農業者とのパイプ役を務めること。
- 3 プロポーザル方式による指定管理者の公募においては、町ホームページへの掲載だけでなく各所へのニュースリリースやポータルサイトへの掲載を行うなど、複数の応募があるように周知を徹底すること。

令和5年12月15日

御嵩町議会

議長（大沢まり子君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第4号 議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議について、提出者より説明を求めます。

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

ただいま発議させていただきました発議第4号について説明いたします。

まずもって御理解いただきたいのが、先ほどの議案に賛成したように、私は指定管理者について反対しているわけではないということです。

附帯決議はあまり例がないことでありますので、身構えておられる方もおられるかと思いますが、あくまで指定管理者の能力、ポテンシャルに期待して、さらに御嵩町滞在型農業体験施設の設置目的に取り組んでいただきたいとの思いで附帯決議をつけさせていただこうというものです。

現在の指定管理期間においては、コロナ禍の影響もある中、4年間で1,810人と宿泊事業としては十分な集客があったように思います。しかしながら、農業体験のほうは順調な数字を示したとは言えず、5年弱で120人であったと聞いております。

御嵩町滞在型農業体験施設指定管理業務に関する仕様書にうたっております地域の人的資源の活用や宿泊と農業体験、田舎体験などの独自の体験メニューとの組合せが機能していなかったことが原因だと、ヒアリングの結果、判断いたしました。農業体験参加者を増やすには、体験プログラムの充実とそれに協力していただく地元自治会、農業者の存在が不可欠です。指定管理という形態ではありますが、指定管理者と協力者の橋渡しは町にも協力を求めたいと思います。さらに、決議にありますように、農業体験計画の実施計画と進捗状況を議会に年度ごとに報告いただき、さらなる見える化に取り組んでいただくことも求めます。

また、今回の指定管理者選考においてはプロポーザル方式で行われておりますが、応募が1

者のみであったので、プロポーザルの強みが発揮されたとは言い難いものでした。次回以降の募集においては、創意工夫を求めたいと思います。指定管理者は5年弱の期間で、施設運営のノウハウを蓄積されたこともヒアリングで感じております。繰り返しになりますが、指定管理者の能力をさらに発揮していただく環境を町として構築していただきたいと思い、附帯決議を出させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

午前11時28分 休憩

午前11時45分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

発議第4号 議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

2点質問させていただきます。

1つが、今のお話の中であった農業体験者120人が少ないという部分があったんですが、これ感覚であって、根拠がないのかなというのがあります。その辺はいかがでしょうかということと、あと年600人を超える宿泊者が今いるわけですけど、それはもう一つの目的である移住・定住予備軍という意味ではいい成果を出しているんじゃないかという気がします。

農業体験を増やす計画であるという来年以降のお話もあったことを考えると、清水議員は附帯決議はそんなに重いものではないとおっしゃいましたが、結構重いんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。お願いします。

議長（大沢まり子君）

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

まずちょっと誤解があったのが、附帯決議が重たいものではないわけではなく、重たいです。ただし、私としてはちょっとニュアンスが伝わりにくいですから、あまりネガティブな気持ちではなくてポジティブな気持ちで出しております。要は、指定管理者と町はまだまだ能力もあ

ってポテンシャルがありますので、そこを十分発揮していただきたいという前向きな提案として出させていただきます。

まず1点目の質問ですが、5年間弱で120人は少ないというのは主観であるということですが、主観でございます。ただし、この120人という数字は5年弱の期間で、農業体験10回で出された人数でありまして、5年間10回、年間2回、確かにコロナ禍というものはありましたが、まだまだ増える余地はありますよねというところがあります。これについては、先ほども説明させていただいたように、農業体験プログラムの充実があまり図れていないところに理由があるということ、私はちょっといろいろと話を聞かせていただいた中で思うところがありました。当然、そのプログラムの協力者が得られていないことも、そこで結局増えていない理由。これは、最初お示ししました仕様書においてもうたわれていることでもありますので、ちょっとできていなかったというところの指摘も含まれております。

2点目の600人超の宿泊者がいらっしゃるということで、それも大変すばらしい数字だと私は思っております。ですが、説明していただいた限りでは、お泊まりいただいた方もほとんど御嵩町で滞在しているわけではなく、泊まってどこかへ行ってしまうパターンが非常に多いということも聞いております。そういった中で、やっぱり宿泊者にも農業体験していただくというのが一番の理想でありますし、そうでなくても御嵩町で観光していただくというところもまた理想でありますので、そこは目指していただきたいと思っております。附帯決議の内容となっております。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

ほかにもないようですので、私から1点のみ清水議員に提出者として質問いたします。

私の思いやらが入って、ちょっと質問にそぐわなかったら議長として判断して止めてくだされば結構でございますが、この議案が出たときに、まず私たちが当初開設したときに予算を認め、全員の賛成でこの四季の家を開設したことは、私たちの責任はあると思っています。私が反省したいとそのときに思ったのは、それ以降、私たち議会はその四季の家、またてらすさんともコンタクトも取らず、何か情報を求めようとしたことはありません。それで、5年たつてこういう議案が出たときにいろんな疑問が噴出して、先ほども質疑が大変たくさん出た中で、清水議員は2期目でございますが、2期目の議員さん、また賛成者が初めての議員さんが3名賛成者となってこういう提案をされたということには敬意を表しますが、私たちの先輩議員と

しての反省を踏まえて、こういう附帯決議をするということはやはり私たち議会、議員もこの5年間はその道義的責任はあると私は思っています。その四季の家、またてらすさんをしっかり見ていく道義的責任は、これからこれが賛成多数で、賛成全員で可決されれば5年間そういう責務はあると思っておりますが、副議長としてまた提出者として、清水議員はこれからどういう対応をしていくのか。四季の家に対して、積極的に議会として提案していくのか。例えば、総務建設産業常任委員会の委員長にたまには見に行かなあかんよとか、てらすさんに懇談会を求めるとか、いろいろな方法はあると思いますが、そういう積極的な議会、議員としての取組も必要じゃないかと思っておりますので、そこら辺の取組、また農業体験者のことと言うならば、議員として町に協力者がいないと、どういう人がおるかということの情報提供も私たち町を歩いている議員として提案できることがあるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の協力体制について、これからやっていかなあかんと思っておりますが、清水議員はどう思っておられるでしょうか、それだけお願いします。

議長（大沢まり子君）

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

ポジティブな意見をいただきましてありがとうございます。

まさに、高山議員がおっしゃるとおりで、当然町に求める以上、議会としてもやはり責任を持たなければならぬという思いもありますし、やはり自分でできないことは他人に求めないというのも大人の原則かなと思いますので、私としてもやはりできることはしっかりやりたいと思いますし、私の知り合いと皆さんの知り合いでもあるんですけど、立派なシイタケを作られる方もいらっしゃいますので、そういった方に協力をお願いするということは、私もできるとかなと思います。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

原案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は、最初このてらすの説明を聞いたときに、附帯決議もありかなというふうには思いましたけれども、私は平成30年にこれができたときに、自分で私の活動報告書を地域の方にお配りした中で、本当にここが人が来てくれるのか、利益を上げられるのかということが書いてあります。というところで、本当にこの大変な手探りの中で四季の家、てらすが非常によくやってきたなという思いをいたしております。そして、コロナ禍で、その120人が多いか少ないかという話もありましたけれども、非常によくやってくれたなという思いがあります。

先ほどの清水議員の、指定管理の能力をさらに発揮してもらうために町に附帯決議を提出しますというところには非常に賛同したいところもありますけれども、私がいろいろ疑問に思った中で、協定書を結んでやっていくという御答弁もありましたし、ほかの方の質疑を聞いた中で、町としても非常に責任を感じてじゃないですけど、町としても当事者としてやっていこうという思いが伝わりましたし、それからさらにほかの課との連携、今はできていないけれども、今後まちづくり課や企画課とも連携していこうと思うということもありましたので、そして協定書でしっかりやっていくということでしたので、そこに期待をして、あえて附帯決議までは行かなくてもいいのかなというふうに思いましたので、私は反対の意見でございます。

議長（大沢まり子君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

私は、この発議に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回、選考委員会でこのてらすさんが選考されたわけなんですけど、その点数が85.7点だったということ。あと残りの14.3点については、やはり地域の方との連携だとか、農業者の方とのそういった協力が今後期待されるべきものであるという、そういった評価はもちろん大きく受け止めなければいけないと思います。基本協定の中で、今後結んでいく結んでいくということをおっしゃられておるんですけども、やはりこういった文書にしてこういった事項について盛り入れてくださいと、そういう意味でもこの附帯決議はあるべき姿かなと思っております。

そもそも、この滞在型農業施設を造った経緯というのもある程度分かっておるつもりではありますけれども、今後やはりこのてらすさんに頑張ってもらいたくためにもこういった決議をつけさせていただくということで、私は賛成とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号 議案第82号 指定管理者の指定に対する附帯決議について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議長（大沢まり子君）

発議第3号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号 御嵩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第84号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

すみません、1点だけ確認させてください。

全協のときに聞けばよかったと思っておりますが、7月に事故が起きて、物理的に保険屋との調整、その和解が9月議会に提出できなかったのか、それで12月の提出になったのか、物理的に物損事故だけなので、その辺もう少し早くできなかったのかと私ちょっと思いましたので、お聞きしたいですけど。

議長（大沢まり子君）

環境モデル都市推進室長 金子文仁君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

高山議員の御質問にお答えをいたします。

事故発生から5か月ほど要しておりますけれども、これにつきましては事故が発生した翌日から保険会社を通じまして、相手方と損害割合について協議をしまいいりましたけれども、その損害割合について少し折り合いが合わなかったところもありまして、事例調査等に保険会社が調査期間を要しましたので、その期間に5か月ほど要したということでございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟君。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村 悟君）

それでは報告させていただきます。

ピンク色の委員会付託事件審査報告書をお願いいたします。

令和5年12月14日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟。

請願審査報告書。

令和5年12月5日に開催された御嵩町議会第4回定例会本会議において、本委員会に付託された請願について、御嵩町議会会議規則第94条第1項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和5年12月13日水曜日。
2. 審査事件名、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書。
3. 審査の経過、討論を行い採決した。
4. 審査の結果、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書については、賛成者少数により不採択すべきものと決定

した。

以上で報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

私は、核兵器禁止条約締結に賛成のということで……。

議長（大沢まり子君）

いや、今まだ討論じゃなくて、委員長に対する質問ですけど、よろしいですか。

6 番（鈴木秀和君）

失礼しました。

議長（大沢まり子君）

よろしいですか。

6 番（鈴木秀和君）

はい。

議長（大沢まり子君）

今のはなしということでお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

今回出されました請願につきましては、総務委員会のほうで多数が得られなくて不採択という結果を今委員長から報告を受けましたが、どのような議論がされたのか、分かる範囲で結構ですので、どんな議論がされたのか、その辺のところをちょっと教えていただければありがたいと思います。

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村 悟君）

最初に自由討議をしたんですけど、自由討議の話はなかったですね。5名の全員の委員の方からそれぞれ意見をいただきました。

まず反対の意見では、核兵器は減ったほうがいい、それからなくなったほうがいいというの

は当たり前の話ですということが出まして、今、中国とか、それから北朝鮮なんかがミサイル開発を進めているわけですが、日本を取り巻く安全保障環境は厳しいものがある、日本が同盟国アメリカの核の傘から出るのは安全保障の観点からは大変厳しいといった中で、国は被爆者の思いを酌み取り、唯一の戦争被爆国として被爆者の声を届けることが大切であるということで、署名、批准についてはそういったできるような環境を整えていくことがまず大前提だということで、こういったような不採択すべきとの意見がありました。

それから、賛成の意見では、日本は世界で唯一の被爆国として核廃絶を国際世論に強く訴えることが必要で、政府も核兵器のない世界を目指すことを日本の責務だと位置づけているのに、その責任を果たせていないと。それから、過去の先輩議員たちが岐阜県で一番最初に非核平和都市宣言を行ったことは議会の誇りであり、偉業であると。それから、御嵩町ではみたけ平和のつどいの活動を何十年も行っている住民の声に応えていくことが議会の役割であること、そういったなどの意見により採択すべきとの意見がありました。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

総務建設産業常任委員会委員長報告は不採択すべきものですので、討論の順番を原案に賛成の方から発言を許します。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 鈴木秀和君。

6 番（鈴木秀和君）

原案に賛成って、ちょっとぴんどこなくて申し訳ない。

今の奥村議員からも説明があったとおりでありますが、改めて意見を述べたいと思いますが、確かに建前として、日本は近隣国の核の脅威に対して、アメリカの核抑止力に頼るしかない、核の傘下の下にあるという現実と、唯一の被爆国であり、核の保有国と非保有国の溝を埋めるための橋渡しをする役割があるものの、日本政府としては今署名、批准する状況にないという立ち位置であること。この2つが大きな理由で、条約の締結に反対であるという説明が多くありました。

一方で、核兵器がなくなることを願って、そのために行動するのは当然であり、核兵器保有

国は参加していないとはいえ、核兵器禁止条約に賛同する国が相当多くなってきました。被爆者の方々の大きな願いに応えるために採択すべきではないかと思いました。今、日本に1,771自治体がありますが、2023年で671の自治体が賛成、38%ということで、この2年間で5ポイント増加してきています。増えているということですね。ちなみに、可児市は令和3年に委員会では否決はあったんですが、本会議で賛成になったという経緯もございます。自治体の声が半数を超えれば、日本政府の取組もまた変わってくるのかなという思いもあります。

核兵器はなくなってほしいという思いは、皆さん同じでございます。建前は建前として、素直な気持ちの核兵器がなくなってほしいということで賛成すればよいのかなというふうに思っております。以上、賛成ということで意見を述べさせていただきました。

議長（大沢まり子君）

原案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

反対の立場で討論させていただきますが、鈴木さんも素直な気持ちでという言葉も分かりまし、こういう地方議会からの要望があつて、国が動いていくのも当たり前ということも、議員生活が長いので分かっておりますが、さて、この署名が実行力が本当にあるかどうかということをもたまた考えてみますと、この日本国政府に核兵器禁止条約の賛同署名と国会での批准を求める意見書の提出を求める請願については、1度目、2度目、3度目という請願者の気持ちは分かりますが、なかなかその意味を私は理解できずに今もいます。平和を求める気持ちは当然、日本国民なら誰もが持っていることだと思っておりますし、唯一の被爆国の国民の一人として私も当然思っております。

先ほども出ました岐阜県で最初に非核平和都市宣言、それを御嵩町の議会先人たちが議会の総意ということで出しております。その気持ちも連綿と御嵩町議会には、議員議会人なら分かっておりますし、ずうっと平和を求めてきたということはいささかも変わってはおりません。だけど、日本国政府が核兵器禁止条約に署名、批准することに対して反対されている中、日本を取り巻く安全保障の状況も、北朝鮮の脅威も増すばかりですし、ロシアのウクライナ侵攻もなかなか解決の糸口が見えない中、日本や核保有国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエルは、まだまだ参加する気配もありませんし、核の傘の下にあると言われている国も同調して参加はしておりません。そんな話は請願者の方も、この言葉は幾度となく聞いてきたと思われるかもしれませんが、私自身個人としても、どうしても子供の頃から平和は核の傘に入っている平和継続と、核の抑止力での冷戦時の平和維

持、そういうことがずうっと言われてきておりますので、体に刷り込まれてなかなかこのことを撤回する気持ちにはまだなっておりません。

現実問題として、この厳しい安全保障環境には、日本はアメリカの傘に頼らざるを得ないということは今でも明白であります。このため、同条約の署名、批准といった対応を取るよりも、言われております сендаって12月8日、9日に長崎で行われた「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議などで、積極的に核兵器国と非核兵器国が立場を超えて知恵を出し合って、具体的な核軍縮の道筋を見いだしていただけるよう日本国政府に願い、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現を現実的な取組の中で進めていくべきだと考えます。目指すべき平和な世界、なくなさなければならぬ全ての核兵器の考えは全く同じであります。方法論の相違などからこの請願には、原案には反対となります。よろしくお願いします。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、高山議員のほうから核の抑止とか、傘の下にあるということを言われましたし、総務委員会の中でもそういった議論はありましたけれども、私が一番強く思うのは、日本は唯一の被爆国なんですね。ですから、被爆国として核廃絶を国際世論に強く訴えることができる特別な存在であるはずですよ。そして、政府も核兵器のない世界を目指すことは日本の責務だというふうに位置づけていますので、私はやっぱり日本は被爆国だということを強く押し出して、そして国際社会に示していくべきではないかなというふうに思います。

今日、私の意見で5つの視点から意見を述べたいと思いますが、1つ目は、今言いましたように、日本は唯一の被爆国であるということです。

そして、今傘の下にあるということですが、日本がアメリカの傘の下から出られないのであれば、傘の内にありながら核兵器禁止条約に参加して、さらに保有国への働きかけを行うということは、とても意義があることであると考えています。

そして、3つ目でございますけれども、今の世界情勢です。核の保有大国ロシアによるウクライナ侵攻や、そして核を事実上保有するイスラエルのガザ地区での軍事作戦など、核戦争が現実味を帯びてきている。今こそ私たち被爆国として、日本が行動すべきときではないかなというふうに考えています。

そして、4つ目でございますけれども、御嵩町の非核平和都市宣言でございます。これは昭

和60年に提出されていまして、公明党の安藤英男さんが提出者となっておられまして、そしてこの当時、共産党の木下四郎さん、そしてほかにも渡辺文男さん、水野伍郎さん、田中稔さん、吉田三好さん、鈴木専一さん、小栗明さんといった方々から提出をされています。まさに、会派を超えて、党派を超えてこの尊い宣言を決議されまして、岐阜県で一番最初に決議をされたというこの非常に尊い行動だと思います。私たちは、この先輩議員の思いを受け止め、そして後を継いでいくことこそ、今を生きる私たち議員の役目ではないかと思います。

ちなみに、この非核平和都市宣言ですけれども、そんなに長い文章ではないので、ちょっと朗読させていただきます。

非核平和都市宣言。世界の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに、米ソ超核大国による核軍拡競争は、拡大・均衡を目指すという口実でますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。我が国は、世界唯一の核被爆国として、この地球上に広島・長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。御嵩町は、平和憲法の本質にのっとり、非核三原則を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指すものである。ここに御嵩町は、非核平和都市の宣言を決議する。昭和60年9月24日でございます。

こういったことがなされていますので、今こそ私たちは行動すべきではないかと思います。

それから最後にですけれども、この非核平和都市宣言を受けまして、先般も述べましたけれども、以来36年間にわたって私たちも行動しようということで町民の方々が続けてこられた、そこから出された請願ということです。その市井の方々の願いを私たちは国会に届けることが地方議員の役割ではないかと考えています。

核禁条約は、核なき世界の入り口であります。被爆国である日本がどう関与し、貢献するか、これは首相の判断にかかっているわけですが、核のない世界への願いは皆さん同じだと思います。国会での議論をしていただくためにも、私たちの願いを届けようではありませんか。ぜひとも賛同願いたいと思っています。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論がないようでございますので、これで討論を終わります。

これより請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書の採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択すべきものです。

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の

提出を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書は不採択することに決定しました。

議員派遣の件

議長（大沢まり子君）

日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第100条第13項及び御嵩町議会会議規則第127条の規定により、令和5年12月22日に地元選出国會議員への陳情活動のため、衆議院議員会館及び参議院議員会館に議員全員を派遣いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（大沢まり子君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

第4回定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

終始熱心に御議論、御審議いただきまして誠にありがとうございます。追加議案も含めて、上程させていただきました議案につきまして全て議了していただきました。御礼申し上げます。

ただ、指定管理者の指定に関しまして附帯決議がされました。内容については、真摯に受け止めまして努めてまいりたいと思いますが、より一層効果を生じるためには、議員の方々の協力も併せて必要と考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

間もなく年の瀬を迎えてまいります。コロナ禍であったここ3年とは違い、通常ベースに戻ってまいります。様々な交流、懇親等を深めることも多くなってくると思います。また、寒暖差も大きい昨今でございます。どうぞ体調には十分御留意されまして、よい年の瀬、年始を迎えられますよう祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

本日、この会期中、お疲れさまでございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これをもって令和5年御嵩町議会第4回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時27分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 奥 村 悟